

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

3240号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp>



昔ながらの佇まいを残す熊川宿 (福井県若狭町)

もくじ

随情 政 活 活

想 報 策 動 動

荒木会長が「こども政策に関する国と地方の協議の場(第1回)」に出席……………(2)

庵途経済農林副委員長が自民党「食料安全保障に関する検討委員会」ヒアリングに出席……………(4)

―食料・農業・農村基本法の見直しについて意見陳述―……………(4)

地方分権改革に関する提案募集方式―追加共同提案団体・簡易相談を募集しています―……………(7)

内閣府 地方分権改革推進室 提案募集総括担当 田嶋理美……………(7)

町村かわら版……………(15)

町制50周年のその先に……………(16)

愛知県豊山町長 鈴木 邦尚……………(16)

写真キャプション

熊川宿は若狭から京都を結ぶ重要な宿場として、天正17年以来発展を続けた。長年にわたるまちづくりの成果として、現在も奉行所・番所・お蔵屋敷の跡が残り、情緒あふれる街道沿いには昔ながらの用水路が流れている。平成8年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されて以来、家屋の保存修理、電線類の地中化など修景も進んでいる。

コラム

蔵に学ぶ、世代を超える志・技・共

持続可能な地域社会総合研究所 所長 藤山 浩

蔵というものが作られなくなってどれほど経つでしょうか。

私は、今、明治時代に建てられた土蔵を3年がかりで移築しているところです。改めて、そこに込められた志・技・共のあり方を学んでいます。日清戦争が始まった1894年(明治27年)に、当時の生糸景気を背景に建てられたその蔵は、しっかりと石垣の土台、地元の栗と松を組み合わせた骨組み、そして30センチ以上の厚みがある土壁を備えています。

何よりもまず、孫子の代まで揺るぎない建物を作ろうという志の高さに心を打たれます。次に、その志に込めて、丹念に組み上げた職人の方々の技に頭が下がります。そして、おそらく隣近所の人々も、手間替えの共同作業として力を貸したことでしょ。

今、蔵を新たに作るうとすると、現代風建築の3倍以上の費用や時間、労力が掛かるのではないのでしょうか。それは、「今だけ、自分だけ、お金だけ」の新自由主義が横行する今の日本では選択外となり、建築物は平均し

て30年くらいで取り壊されています。しかし、より長い世代を超えていくと、見るならば、本格的な蔵は数百年単位、10倍長持ちするわけですから、実は経済的にも環境的にも望ましい選択なのです。

私たちは、これから必ず循環型社会へと到達しなければなりません。今までのように、家も施設も、人の一生にも及ばない年月で使い捨てていくやり方は、もう限界です。原風景を次々と壊し、ただ消費と廃棄を繰り返す暮らしには、深い安らぎは宿らないのではないのでしょうか。地域づくりにおいて、世代を超える志・技・共のあり方を紡ぐことは、根幹の課題です。

かつては、「家」制度が、世代を超える価値観の背骨となっていました。今からは、一軒一軒の家が、現在の仲間と未来の世代にとってローカルコンズとなるような発想と制度設計が必要となるでしょう。私は、「地元から世界を創り直す」時代を唱えています。循環型社会の原点として、一軒一軒の家から再構築が求められています。蔵に学ぶ時代です。

荒木会長が「こども政策に関する国と地方の協議の場（第1回）」に出席

全国町村会

荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）をはじめとする地方三団体代表は5月10日、政府が開催した「こども政策に関する国と地方の協議の場（第1回）」に出席した。初会合となる今回は、こども・子育て政策の強化について（試案）及びこども政策DXの推進に関して議論が行われた。

政府からは、小倉こども政策担当大臣、自見内閣府大臣政務官、築文部科学副大臣、伊藤文部科学大臣政務官、伊佐厚生労働副大臣等が出席した。

はじめに、小倉こども政策担当大臣が挨拶に立ち、「こども政策に関する国と地方の協議の場については、今回、こども家庭庁設立後の正式な協議の場として初めて開催させていただくこととなった。今後毎年2回程度、定期的で開催していきたい」としたうえで、「こども政策の推進には、現場において取組を担っている地方自治体との連携が必要不可欠であり、国と地方が車の両輪となって取り組んでいく必要がある。今後は地方自治体からの提案も踏まえ、時機に応じたテーマを設定し、率直な意見交換を行いたい。また、オンラインも活用し、今回のトップレベルの協議の場はもとより、実務



▲出席する荒木会長

の担当者による協議の場などを設け、連携をさらに深めたい。「こども・子育て政策の強化については、多くの国民への理解と行動を促せるよう、『こどもファスト・トラック』や『こどもまんなか応援プロジェクト』に加え、こども・子育てに優しい社会のための意識改革に向けた機運醸成のための取組を今年の夏頃を

めどにスタートしたい。社会の意識改革についても地方自治体の皆さまと方向性を共有し、今後の取組につなげていきたい」との発言があった。

続いて、地方三団体の会長が挨拶に立ち、オンラインで出席した荒木会長は、「こども・子育ての政策の強化についての試案に国保の国庫負担の減額調整措置廃止等、地方団体が要望していた事項を盛り込んでいただいたことに感謝申し上げる。こども家庭庁には、少子化対策をはじめ、児童虐待、いじめ、貧困の問題等、こども政策を総合的に進め、幅広い事業を担う司令塔としての機能を発揮し、実効ある施策の展開を期待している。現在、岸田総理が議長を務める『こども未来戦略会議』を中心に、我が国の少子化をめぐる議論が活発化しているが、『こども政策に関する国と地方の協議の場』は、こども・子育て支援で日々住民に接している私たち自治体の現場の声を今後の政策に反映していただける重要な場であると考えている。小倉大臣には、本日の議論も踏まえ、少子



化克服に向けた実効ある政策を力強く牽引していただくようお願いする」と述べた。

その後の意見交換において、地方側から、保育士の確保に係る財政支援、地域間格差のないこども・子育て

活 動

て支援、財源の安定確保に向けた道筋の早急な明示等について発言があったほか、国側からは、主に次の発言があった。

・ 加速化プラン、こども医療のあり方、学校給食費の課題整理等について、地方自治体の意見を伺いながら進めていきたい。

・ 国保の減額調整措置の廃止については、こども未来戦略会議での議論もしっかりと踏まえながら、厚生労働省として対応していきたい。

・ 財政力に応じて地域間格差が生じることがないようにというのは尤もな意見である。様々な意見を踏まえながら、具体的に何ができるのかということについてしっかりと検討していきたい。

・ こども政策DXに関しては、教育も含め、分野横断的にこどもに関する情報やデータの連携を推進していく必要がある。こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携協力をしていきたい。

最後に、国が実施することも政策に係る事業等として、文部科学省及びこども家庭庁から、不登校対策、奨学金制度の改正、地域少子化対策重点推進交付金等について報告があり、協議を終了した。

【農林水産業みらい基金 2023年度助成事業 募集スタート】

～ 5月10日（水）から助成事業の募集を開始、申請期間は6月30日（金）まで～

「未来は、いつだって、現場から生まれる。」

現場のチャレンジをことごとく応援したい。

農林水産業の新しい可能性を見つけ、それを日本中へ広げよう。お手伝いをしたい。

こつした願いを胸に、農林水産業みらい基金は、2014年に農林中央金庫から200億円の拠出を受けて設立されました。農林水産業と食と地域のくらしの発展に貢献することを目的に、

(1) 農林水産業の持続的発展を支える担い手への支援

(2) 農林水産業の収益力強化に向けた取組への支援

(3) 農林水産業を軸とした地域活性化に向けた取組への支援

具体的には、基金を財源に「創意工夫にあふれた取組で、直面する課題の克服にチャレンジしている地域の農林水産業者へのあと一歩の後押し」を行うための助成活動を行っています。

助成対象事業に対しては、最長3年間に支出する事業経費のうち最大9割を助成することとしています。

助成事業の募集は、年1回行っており、これまで9年間で

累計66件の助成決定を行っております。

2023年度についても、5月10日（水）から助成事業の募集がスタートしました。申請期間は6月30日（金）までです。

申請方法は農林水産業みらい基金のホームページから申請書類をダウンロードした上で、ホームページに設置している助成申請受付システムからオンライン申請となります。

募集締切後は、5ヶ月程度の審査期間を経て、12月上旬に助成対象事業を決定する予定です。

詳細は、当基金のホームページにて、「募集要項」等によりお知らせしています。

これまで9年間で選ばれた66のプロジェクトにつづく、今後に向けてのモデルとなり得るような事業の応募をお待ちしております。

◆ 一般社団法人

農林水産業みらい基金

ホームページ

<https://www.miraiikin.org>

◆ 問合せ先

農林水産業みらい基金 事務局

電話 03-53300213 8809

E-Mail mirai@miraiikin.org

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

● お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください ●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集团扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集团扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

SJ21-00628 (2021.4.19作成)

全国町村会

庵途経済農林副委員長が
自民党「食料安全保障に関する
検討委員会」ヒアリングに出席

—食料・農業・農村基本法の見直しについて意見陳述—



▲意見を述べる庵途経済農林副委員長

地方自治体、食料システムの幅広い関係者の連携強化は極めて重要なことであり、基本法改正に向けて重要なテーマである。食料安全保障は世界的な問題であり同盟国や友好国との外交の進め方も重要であるが、根幹は国産を伸ばしていくこと

開会にあたり、森山検討委員長兼総合農林政策調査会最高顧問が挨拶に立ち、「食料安全保障や食料・農業・農村基本法の見直しについて、現在、党

として提言のとりまとめ作業を進めている。本日は提言のとりまとめに向けて、団体ヒアリングを行う。食料安全保障の確保と食料・農業・農村の振興に向けて、農業関係団体、

庵途典章経済農林副委員長(兵庫県佐用町長)は5月12日、自由民主党が開催した「食料安全保障に関する検討委員会」(委員長・森山裕衆議院議員)における食料・農業・農村基本法の見直しに関する団体ヒアリングに出席した。

庵途副委員長は、令和5年3月に本会がとりまとめた「食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見」に基づき、同法を見直す際には農業政策と農村政策を一体的に検討することの必要性等について意見を述べた。

なお、本委員会は令和4年3月、原油・肥料原料・穀物の国際的な高騰等を受け、我が国の食料安全保障戦略を確立することを目的として自由民主党総合農林政策調査会(会長・江藤拓衆議院議員)に設置されたものである。

であることを忘れてはならない」と述べた。

続いて、江藤総合農林政策調査会長が挨拶に立ち、

「ウクライナ侵攻が長期化すると、特に食料の流通・輸入に関しては極めて不安定な状態が進んでいくだろう。安心・安全な食料を国民に届けて平和に暮らすため、国内を中心とした生産体制の基盤をしっかりと作っていくかねばならない」と述べた。

ヒアリングにおいて庵途経済農林副委員長は、「食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見」(令和5年3月・全国町村会)に基づき意見陳述を行った。

はじめに、基本法に掲げられている4つの理念「食料の安定供給」、「多面的機能の発揮」、「農業の発展」、「農村の振興」について、「それぞれの関連を意識することが前提だ」と強調したうえで、主に次の6点について意見を述べた。

(1)食料安全保障概念を明確にするとともに国内農業への関心を高めること

活 動



▲挨拶する森山検討委員長（上）と江藤総合農林政策調査会長（下）

現在、食料品を含めた物価高騰により多くの国民が食料問題に強い関心を持ち始めているのではないかと感じている。国として最低必要な食料自給率の設定など食料安全保障の定義の明確化とともに、国民に国内農業への関心をさらに高めてもらう必要がある。その際、農業インフラの整備はもとより、都市と農村の交流や農業体験等、生産者と消費者を結びつけるような取組の拡充・支援も必要である。

また、フードバンクの取組等もあり、貧困対策も含めた関係各省と連携した食料政策の再構築も必要である。

(2) 農業政策と農村政策を一体的に検討すること

農村は農業生産の基盤であることのみならず、人が暮らすことや自然資本の管理等を通じて、国土保全や生態系の維持に多大な貢献をしている。

また、現行の基本法（34条）においても、農村政策は農業振興とその他の施策を総合的に推進するとされている。

農村政策を農業政策の脇役ではなく「車の両輪」として一体的に検討する必要がある。

(3) 新たな農村政策の施策体系を基本法に位置付けること

現行の「基本計画」（令和2年3月決定）では、農村振興について、所得と雇用機会の確保、住み続けられるための条件整備、新たな活力の

創出のために関係府省と連携することを掲げている。この新たな政策体系を、基本法に当然に反映させて、農業・農村政策の持続性と発展性を高める必要がある。

(4) 多様な担い手の確保の必要性を基本法に位置付けること

食料の安定供給には、農業の担い手確保が欠かせない。農地を集約化して、生産規模を拡大する農業を推進していくことはもちろん重要だが、それだけでは、多様な日本発の農業や農村を維持することは困難である。

現在は平地でも中山間地域でも、田園回帰や関係人口による地域活動が高まっている。私の町でも、移住定住対策や地域おこし協力隊には非常に力を入れている。外からやってきてくれる人は、地域の活力になる。地域活動に参加する人々の多くが農業に関心を持っており、農業発展の好機と捉えるべきである。いまや新規就農者の大半も非農家出身であり、農業の魅力に着目している人の存在は重要である。

併せて、農業の担い手を確保するうえで重要なことは、働き方の改革

である。若い人たちが農業に希望を見出し、職業として選択してもらうためには、賃金や休暇など、他産業並みの労働条件を提供することが大変重要である。この問題についても、真剣に考える必要がある。この点については、現行の基本計画で既に「中小・家族経営など多様な経営体による農業経営の底上げ」が掲げられており、その経営意欲を高めることは、食料安全保障の観点からも重要だと考えている。この部分は基本法21条の規定と差異があると感じている。基本法に「多様な担い手の確保」を位置付ける必要がある。

(5) 農村環境や景観の維持保全を基本法に位置付けること

「棚田地域振興法」(令和元年成立・議員立法)に規定されているように、農村の環境や景観は多面的機能として重要であるが、保全に要する費用を農産物の価格に転嫁するのは困難であり、国が何らかの形で支援する必要がある。EUなど世界の農業政策と比べると日本の環境支払い予算は、極めて低水準にとどまっている。このため、農村環境や景観の維持保全を基本法に位置付けるとともに、景観保全など多様な環境支払い

制度の確立を目指すべきである。

(6) 農村価値創生交付金の創設を検討すること

地域の特性にあった農業・農村政策を展開することは、一律の基準を設けるよりも、結果として効率的かつ安定的な農業に資することもあると思う。

現行の基本法においても、自治体の農政について「自然的経済的社会的諸条件に応じた」施策の策定や実施が責務として規定されている。

このため、自治体の裁量を大幅に拡大した「農村価値創生交付金」の創設を提案している。提出資料の「補足説明」に記載のとおり、詳細な制度設計は今後の議論に委ねているが、地域の実態を踏まえることが、政策の目的を達成することにつながるものと考えている。その意味では、自治体農政のあり方を真剣に議論する必要がある。

庵谷経済農林副委員長は、続けて、「全国の町村長は、住民の暮らしや地域社会を守ることに必死の思いで取り組んでいる。一つひとつの自治体の取組が、日本の国土全体を守ることにつながっている。」

農業に従事する人が少なくなるからといって、農村政策を後退させることや、安易に予算を削るようなことがあってはならない。農村地域はCO₂の吸収源であり、再生可能エネルギーの宝庫でもある。国家的な課題である脱炭素化に向けた取組の最前線にいる。

また、地方創生政策は、新しい地域政策として定着し、着実に成果を上げている。総人口が減少する中で、将来には消滅する集落も出てくることも避けられないと思う。最近、このような状況を捉え、政策の『選択と集中』を唱える意見があるようだが、今の段階で行政が、地域からの撤退を招くようなことをしてはならず、地域に住み続けられる政策を実現しなければならない。

今やるべきことは、基本法の理念を再確認し、食料安全保障の問題を広い視野で捉え、生産者と消費者がともに共感できる基本法の制定である。そのうえで、必要な予算をしっかりと確保していただくようお願いする」と述べ、意見陳述を締め括った。

その後の意見交換において、庵谷経済農林副委員長は、

「食料自給率を45%にするという目標値があるが、私は最低でも70%程度の目標を立て、それに向かった各政策を実施していくべきだと思う。そのためには、農業従事者の育成が重要であり、若者が自らの職業として農業を選択するには、労働環境の改善、儲かる農業であることが必要である。働き方改革が進められる中、農業ではそれが難しい。こうしたことへの価格転嫁についても、コストに見合った価格を国民に理解していただく取組が必要である。」

農業高校や農業大学など人材育成機関があるが、その学校を選択する人が減少している。卒業しても、職業として農業を選ばない人も多い。これは現在の日本の農業が抱える大きな課題だと思う。農業従事者の労働環境の改善、儲かる農業をしっかりと目指さないといけない」と述べて発言を終えた。

※「食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見」(令和5年3月・

全国町村会)のとりまとめの経緯や詳細については、町村週報第3239号をご覧ください。

政 策

地方分権改革に関する提案募集方式 —追加共同提案団体・簡易相談を 募集しています—

内閣府 地方分権改革推進室

提案募集総括担当 田嶋理美

1 はじめに

地方公共団体において地域の課題を解決しようとする時、皆さまは何かが支障になっていると考えるでしょうか。「財源不足」、「人手不足」等が真っ先に浮かぶのではないかと思います。これらに加えて「国の制度」が課題解決に対する壁となっていないでしょうか。

皆さまの中には、日頃の業務の中で、「国の制度で決まっているから、住民の希望をかなえられない」、「国に関する事務手続が多過ぎて大変」と感じたことがある方も少なくないのではないかと思います。そんな時に思い出していたきたいのが、内閣府にて実施している取組、「提案募集方式」です。

提案募集方式は、国が定める全国一律の制度に地方や住民が合わせるのではなく、多様な地域の実情や時代、環境の変化に応じ、地方の発意・提案で国の制度を変え、それぞれの地域が直面する課題を解決し、住民サービスの向上や行政事務の効率化・簡略化を図るためのツールです。

本稿では、今年で導入から10年目を迎える、この提案募集方式による地方分権改革の特徴と実際の成果事

2 地方分権改革・提案募集方式の概要

例、令和5年の提案募集にて現在募集している追加共同提案と簡易相談、そして提案募集方式を活用いただくために内閣府にて実施している支援策等についてご紹介します。

内閣府が推進している地方分権改革は、住民に身近な行政を、住民に

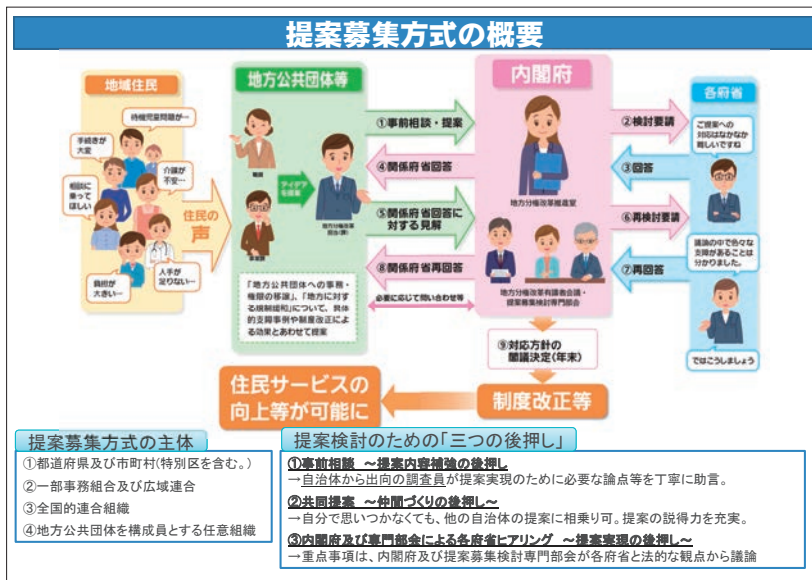


図1 提案募集方式の概要

身近な地方公共団体が、その自主性を発揮しつつ、地域の実情に応じて実施できるよう、国から地方公共団体への事務・権限の移譲や、地方に対する規制緩和等を進めるものです。平成26年からは、地方からの提案を実現することにより改革を推進する「提案募集方式」を導入しています。提案募集方式の概要をご説明します(図1)。まず、地方公共団体の職員が、地域住民・事業者の声等から地域の課題を発見し、それを解決するために、各府省等に相談しても制度の壁により解決が難しい場合に、内閣府へ国の制度改正についてご提案いただきます。

提案を受け付けた内閣府及び地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会では、地方公共団体等からの提案について、制度所管府省に検討要請を行い、提案の実現に向けて制度所管府省と議論・調整を行います。

調整の結果、制度所管府省において提案の

政 策

趣旨を踏まえた対応がとられることとなった場合には、「地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定を経て、実際に制度改正や運用改善を行い、住民サービスの向上等につなげていきます。

提案募集方式による調整・実現の対象となる提案は、①地方公共団体への事務・権限の移譲及び②地方に対する規制緩和を求めるものであり、その中でも、地方公共団体が関わる全国的な制度改正等に係る提案が対象となります。

これまで、医療・福祉や農業など、幅広い政策分野に関して提案が行われてきており、法律や政省令の改正だけでなく、要綱・要領、通知の改正、制度・システムの運用改善などの対応がなされています。

なお、令和2年の提案募集からは、類似する制度改正を一括して検討するため、「重点募集テーマ」を設定しています。令和4年は「計画策定等」「デジタル」、今年は「連携・共働」「人材(担い手)確保」を重点募集テーマといたしました。

3 提案募集方式による成果事例

平成26年の提案募集方式の導入以降、これまでに3,000件以上の

提案が寄せられています。ここでは、町村の提案により住民サービスが向上した成果事例を2つ紹介します。

①「公簿等により生活保護の開始を

確認した際の国民健康保険の資格喪失に係る本人届出の省略を可能とすること」(提案主体:愛媛県砥部町ほか14市町)

地域課題

国民健康保険の被保険者が生活保護の受給を開始して国民健康保険の資格を喪失する場合、世帯主から市区町村に対し、国民健康保険の資格喪失に係る届出をする必要があり、市区町村は、生活保護の受給を開始したことにより当該届出をすべき世帯主を把握していても、当該世帯主からの届出がなければ、国民健康保険の資格喪失の処理ができませんでした。

そのため、世帯主からの届出がない場合は、勧奨通知の送付などの事務が発生するほか、生活保護受給者が国民健康保険の被保険者証で医療機関を受診した場合のレセプト返戻などの事務負担が発生していました。

提案による解決

砥部町ほか14市町からの提案を受け、国民健康保険の資格喪失に係る届出については、世帯主及び市区町村の事務負担を軽減する観点から、

省令を改正し、生活保護部局からの通知等により被保険者の生活保護の受給開始を確認できる場合には、市区町村の判断で世帯主による届出を省略することを可能としました。

②「郵便局において取扱いが可能な

地方公共団体の事務の範囲の拡大に関する提案」(提案主体:長野県泰阜村ほか9県町村)(図2)

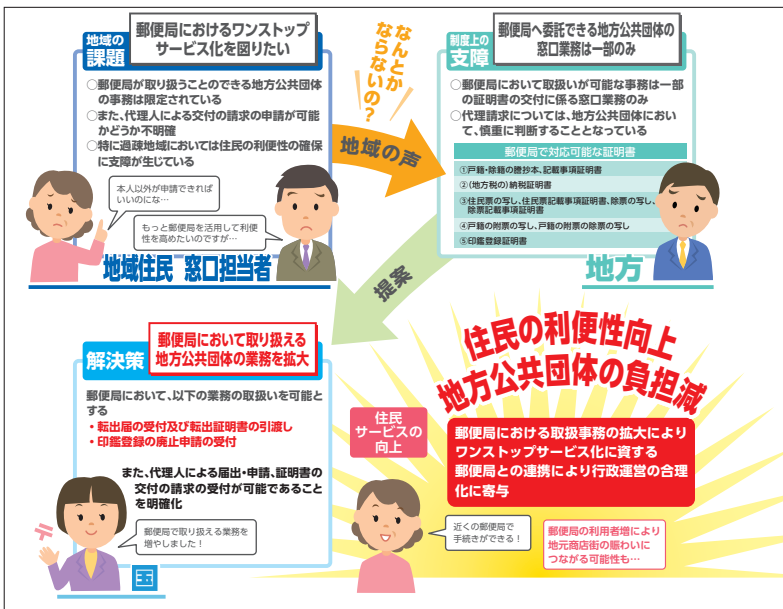


図2 長野県泰阜村ほか9県町村からの提案による成果事例

地域課題

郵便局へ委託できる地方公共団体の窓口業務は一部の証明書の交付に係る窓口業務に限定されており、特に過疎地域においては住民の利便性の確保に支障が生じていました。

提案による解決

泰阜村ほか9団体からの提案を受け、転出届の受付や転出証明書の引渡し、印鑑登録の廃止申請の受付などの事務についても郵便局への委託が可能となるよう法律を改正しました。これにより、住民の利便性が向上するとともに、行政運営の合理化に寄与することが期待されます。

町村からの提案が住民サービスの向上及び行政事務の効率化の双方に寄与した事例を2つご紹介いたしました。このほかにも、制度所管府省等への過大な提出書類の簡素化など、地方公共団体の現場で日々行っている業務の負担軽減につな

政 策

がる提案が多数寄せられています。地方公共団体の職員の皆さまが幅広い業務を担当して多忙を極めている中、業務の合理化を図り、真に取り組まなければいけない業務に注力できるようにすることも、提案募集方式の活用方法の一つといえます。

4 追加共同提案・簡易相談

本年の提案募集（図3）については、2月21日から5月19日の間、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案を受け付けたところです。

募集期間にいただいた提案について、5月23日以降、追加共同提案の意向の有無及び追加の支障事例を伺うため、提案の提出の有無にかかわらず、全ての地方公共団体へ、調査・照会（一斉調査）システム上でご連絡を差し上げます。

追加共同提案とは、提案募集期間中に内閣府に提出された提案について、その内容及び趣旨に賛同し、提案の実現に向け、提案団体を後押しする立場で名を連ねる制度です。平成28年から毎年、全ての地方公共団体に對し、提出された提案の内容を共有し、追加共同提案団体となる意

向の有無を伺っております。令和4年は200を超える団体に追加共同提案の意向を表明いただきました。多くの団体に追加共同提案団体となっていたことで、制度改正について制度所管府省に検討を促す説得力が高まりますので、ぜひ提案を

ご確認のうえ、追加共同提案団体となることをご検討ください。また、提出された提案をさらに補強するための、追加の支障事例についても、追加共同提案の意向と同時に伺っております。提出された提案のもととなった支障と同様の支障が皆さまの地方公共団体にもございましたら、その旨をぜひご回答ください。

事例はどちらもそれぞれ単独でお寄せいただくことができ、また内閣府として首長の決裁を求めるものではございませんので、お気軽に回答いただけますと幸いです。なお、本年の提案受付期間は終了いたしました。来年以降の提案に向け、支障解決の切り口等を検討する「簡易相談」を年中受け付けております。内閣府への提案をお考えの地方公共団体におかれましては、こちらの利用をご検討ください。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集要項（概要）

<p>提案主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ①都道府県及び市町村（特別区を含む） ②一部事務組合及び広域連合 ③全国的連合組織 ④地方公共団体を構成員とする組織（例：○○県町村会） 	<p>提案までの流れ</p> <p>①事前相談（随時） 地域の課題や支障事例等を把握し、内閣府にメール・電話により事前に相談。 ※この時点では首長の了解は不要です。令和4年度のうちから早めの相談をお願いします。</p> <p>②提案内容の充実（事前相談後～提案提出前） 内閣府から、提案内容の説得力を高めるデータや記載方法について助言。やり取りを重ねながら、提案段階までに内容を改善・充実させる。</p> <p>③提案の提出（～5/19） 首長の了解を得て、所定の提案様式で内閣府に提案を提出。</p>
<p>提案募集の対象</p> <p>①地方公共団体への事務・権限の移譲 （例）農地転用許可の権限移譲</p> <p>②地方に対する規制緩和（義務付け・枠付け及び必置規制の見直し） ※「義務付け・枠付け」は、地方公共団体に対して、条例による自主的な決定又は補正を認めず、事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）を義務付けることをいいます。 ※以下のような提案は上記①②に該当しないため対象外。 ・国・地方の税財源配分や税制改正 ・予算事業の新設提案 ・国が直接執行する事業の運用改善……等</p>	<p>受付期間・問合せ先</p> <p>事前相談：2/21（火）～4/25（火） ※3月27日（月）～4月19日（水） 3月22日（水）までに頂いた事前相談に係る情報提供に対する補足的な支障事例・共同提案の意向等の照会 本提案：2/21（火）～5/19（金）</p> <p>【提出・相談先】 内閣府地方分権改革推進室 提案募集総括担当 電 話：03-3581-2437（直通） メール：teianbosyu.c3b@cao.go.jp</p>
<p>重点募集テーマ</p> <p>①連携・協働 地方公共団体において、団体内の各部局間、国や他の地方公共団体との間、事業者やNPO等との間で連携・協働を図ることにより住民サービスの向上に資する見直し</p> <p>②人材（担い手）確保 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備することで住民サービスの質を維持・向上する見直し</p>	

図3 令和5年 提案募集要項（概要）

追加共同提案・追加の支障

追加共同提案・追加の支障

5 地方公共団体をサポートする地方支援の取組

内閣府では、地方公共団体からの提案のすそ野を拡大するために、研修やワークショップ等の企画・講師派遣（図4）、提案募集方式のノウハウを伝えるハンドブックや成果事例集などの支援ツールの作成・配付

政 策

などの地方支援の取組を行っています。

研修では、地方分権改革のいろはを学び、模擬的な提案作成等を体験できるため、研修後のアンケートでは、「これまで国の制度・基準で決まっていたから仕方ないと思っていたが、今後は提案募集方式により変えられないかと考えながら業務に取り組みたい」など、前向きな反応が非常に多く、研修満足度は約9割と概ね好評を博しています。

研修等をきっかけにして、初めて提案に至った市町村も多くあります。そのため、内閣府では、各都道府県町村会が主催している研修や都道府県主催の市町村職員向け研修のほか、町村が単独で実施する研修への講師派遣等により、町村への働きかけを強化しています。

また、対面方式での研修に加え、WEB会議システムを用いた内閣府講師によるオンライン研修(座学、グループワーク)も実施していますので、お気軽にお問合せください。

さらに、地方公共団体向けの研修内容(座学)を約40分でまとめた地方分権改革・提案募集方式に関する基礎を学ぶための学習動画や、提案募集方式の成果を分かりやすく解説した成果事例動画を内閣府ホーム

ページで公開しています。組織内の職員研修や自己学習等に積極的にご利用いただけますと幸いです。

6 おわりに

提案募集方式を地方公共団体の職員の皆さまに一層ご理解・ご利用いただき、住民サービスの向上につなげていただけるよう、内閣府ではこれからも地方の現場の視点を重視して、最大限サポートしてまいります。

職員研修などの実施希望や、提案検討にあたっての困りごと等ございましたら、まずはお気軽にご相談ください。

また、内閣府地方分権改革推進室ホームページにもさまざまな情報を掲載しておりますので、ご関心をお持ちの方は、こちらも併せてご覧ください。

ホームページ

https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyu/2023/teianbosyu.html

お問い合わせ先

内閣府地方分権改革推進室
TEL: 03-3558-1124

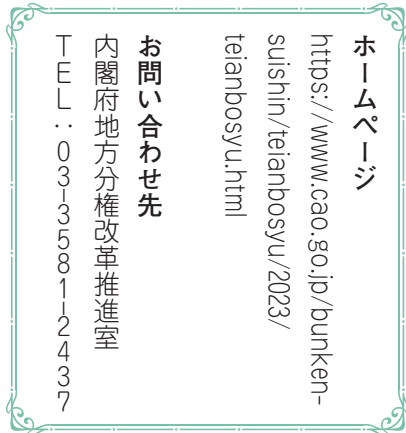


図4 研修(座学+グループワーク)の実施例

地方公共団体等向けの研修(座学+演習)の実施例

- 地方公共団体等の職員向け研修については、様々な要望にオーダーメイドで対応。(半日、1日コースなど)
- 座学形式だけでなく、グループワーク(演習)により、実際の業務から支障事例を発見し、提案化するような研修も行っている。

<研修(座学+グループワーク)の実施例>

事前課題	事前検討シートの作成 (日々の業務の中で感じている課題・支障事例について、研修受講者が事前に検討)
座学	約60分 内閣府講師による講義 (成果事例動画の視聴、質疑応答含む) (地方分権改革の考え方、提案募集方式の制度概要、実現提案の事例、提案検討のポイントなど)
グループワーク(演習)	約15分 事前課題(支障事例)の班別共有と選択 (班別に分かれ(1班あたり4~5名)、事前課題で見つけた支障事例について共有・議論。その中から提案募集方式による提案に繋がりの事例を2~3件選択。)
	約60分 支障事例の解決策の検討、最終提出シートの作成 (各班が選択した支障事例を明確化し、支障を解決するための解決策、期待される効果(住民サービスの向上、地域活性化、業務効率化等)を整理し、最終提出シートを作成。)
	約30~60分 提案検討事例の発表・質疑応答、意見交換 (最終提出シートを基に発表)
	約10分 内閣府講師からの講評

グループワークにおける
疑似提案検討のポイント

- ★提案の対象・過去の提案状況の確認
 - ・提案募集方式の対象になるか確認
 - ・提案募集方式データベースを用いて、過去に同様の提案がないか確認
- ★支障事例の明確化(具体の提案検討)
 - ・支障事例、求める措置、制度改正効果を可能な限り具体化
- ★実現の可能性が高いと考えられる提案の特徴
 - ・住民サービスの向上につながる提案
 - ・支障事例や制度改正効果が具体的に明記されている提案

※班内議論により、支障事例や制度改正効果の説得力を強化!

情 報

令和5年度「自治体DX推進セミナー」の開催について

～自治体DXを具体的に推進するための情報政策担当職員以外の職員を対象とした実践的セミナー～

現在、政府がデジタル社会の実現に向けた改革を進める中で、地方公共団体は自治体DXを推進していくことが喫緊の課題となっておりますが、どのように取り組んでいいのか現場の市区町村での浸透は未だ十分とは言えない状況にあります。

そこで、企画財政部門を始め各行政部門のうち情報政策担当以外の職員に対し、自治体DXを推進するための必要な知識を実践的な研修と、主に管理職員を対象に、自治体DXを推進するため前提として必要な業務プロセス改革の手法を習得するための研修の2種類のセミナーを総務省と共同で実施いたします。

◆受講対象者

主に、地方公共団体の情報政策担当以外の各行政部門の職員

◆開催日時及び内容

(1)自治体DX基礎セミナー

【テーマ1】「自治体DX基礎セミナー」
日時：令和5年6月22日(木)
13:00～17:00(12:30から受付)

内容：自治体DXの背景や意義、推進に向けた国による支援策等について、総務省が策定する自治体DX推進計画等により確認するとともに、情報政策担当以外の職員はどのように取り組めば良

いかについて、自治体の取組事例等から習得する。また、参加自治体の課題を洗い出し、講師のアドバイスにより解決策を検討する。
講師：総務省、民間事業者

【テーマ2】「マイナンバーカードの活用セミナー」
日時：令和5年9月21日(木)
13:00～17:00(12:30から受付)
内容：人口の約3分の2(約8,000万人)が保有し、行政手続のオンライン化等の行政の効率化・住民サービス向上に必須のツールとなったマイナンバーカードについて、地方公共団体で取り組める様々な活用策(図書館カード、市町村の施設の予約等)や利活用に向けた必要な手続等について習得する。
講師：デジタル庁、総務省、先進自治体

【テーマ3】「基幹業務システムの標準化移行セミナー」
日時：令和5年9月28日(木)
13:00～17:00(12:30から受付)
内容：令和7年度までに標準化対象事務(児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳等の20業務)について、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに円滑に移行する必要がある。円滑な移行に向け、改めて標準化の

意義を確認した上で、各業務担当は情報政策担当とどのように連携して取り組むべきか等について習得する。
講師：デジタル庁、総務省

【テーマ4】「効果的なシステム調達実践セミナー」
日時：令和5年10月5日(木)
13:00～17:00(12:30から受付)
内容：DXが必須となる社会情勢の中で、情報政策課部門のみならず、幹部職員や業務担当課が課題に基づく共通のゴール設定を行った上で、住民サービスの向上や業務の効率化、中長期的な運用経費等を含めた最適なシステムの導入を行えるよう調達を中心に関連する業務も含めて実践的な手法を習得する。
講師：デジタル庁、民間事業者

(2)自治体DX業務改革(BPR)セミナー
日時：令和5年6月28日(水)～6月29日(木)
13:00～17:00(12:30から受付)
内容：業務プロセスの分析を行うためには業務の可視化を行う必要があるため、業務フロー図(BPMN)・ビジネスプロセス・モデリング表記法の作成や、業務改革の実践手法を習得する(2日間実施)。

講師：民間事業者

◆会場
全国都市会館(オンライン配信(ライブ配信及び見逃し配信)あり)。

東京都千代田区平河町2-14-12
TEL 03-3226215231

◆受講料：無料
◆お申込専用フォーム：
<https://ks.bz/rig/m/rig-seminar2>

◆問合せ先：
一般財団法人地方自治研究機構 研修部
電話 03-5148-0662
E-mail:koshu@rig.or.jp

◆その他：
詳細は、地方自治研究機構HP
<http://www.rig.or.jp/>
<https://003.html>を参照ください。

◎町村週報ご購入のご案内◎
「町村週報」を毎号「自宅や職場にお届けいたします。ご購入を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール(kouhou@zak.or.jp)にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。

★年間購読料1,500円(送料込み)
★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

費用負担なく受講できる地方公共団体金融機構における
 人材育成としてのeラーニングの実施について

—令和4年度の実施状況と令和5年度の実施予定—

地方公共団体金融機構
 地方支援部
 調査企画課

1 はじめに

地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)は、すべての地方公共団体の出資の下、法律の規定に基づき設立された「地方共同法人」です。安定した経営基盤を背景に、長期・低利の資金の貸付を行うとともに、多彩な地方支援業務を展開し、地方公共団体を支えています。

機構の地方支援業務は、地方公共団体の財政運営について「良き相談相手」となることを目指し、各種の取組を行っています。

この取組の1つとして、地方公共団体の財政運営などに携わる人材の育成のため、これまでさまざまなテーマで集合研修を行ってきましたが、地方公共団体の中には日程や予算、業務の都合などから集合研修への参加が困難な場合があり、遠隔地や小規模な団体も含め幅広い分野にわたって学びの機会を拡充したいことから、機構では令和3年度よりeラーニングによる研修に取り組んでいます。

本稿では、機構が取り組んでいるeラーニングの概要と令和4年度の

実施状況及び令和5年度の実施予定についてご紹介します。

2 eラーニングの概要

まず、機構におけるeラーニングの概要についてご説明します。ポイントは次の3点になります。

- 1つ目は、いつでも、どこでも、理解を深めながら繰り返し受講できることです。お申し込みは機構のホームページから簡単にできます。研修コンテンツはチャプター機能により受講したいページへ簡単に移動できる仕様となっておりますので、業務によりまとまった時間が取れない方でも受講可能ときに少しずつ学習を進めることができます。また、わかりづらい部分を繰り返し学習することで理解を深めることができます。さらに、講義によっては単元の区切りごとにテストを設けていますので、理解度を確認しながら学習を進めることができます。

2つ目は、無料で受講できることです。地方公共団体や受講者本人の費用負担はなく、もちろん予算措置も必要ありません。

3つ目は、団体や課室ごとに申し込みを取りまとめる団体管理者を置き、受講管理ができることです。団体管理者は、管理者画面により自団体の受講者の受講状況を確認することができます。また、研修を修了すると修了証書をプリントアウトすることもできます。これらの機能により、地方公共団体内の職員研修の環境としてご利用いただくことも可能です。

3 令和4年度の実施状況について

(1)研修スケジュール・配信講義

令和4年度は4月の人事異動により初めて資金運用や地方財政などに携わる方に、異動後すぐに研修を受講いただけるよう、年度当初の4月1日からお申し込みを開始しました。4月は基礎的な講義を配信し、8月以降に順次、令和4年度に実施した集合研修での講義をeラーニング用にコンテンツ化したものや機構開発独自コンテンツを配信しました(図1)。

講義の内容は、基本制度に関する

もの、地方公会計の活用や公営企業会計の適用といった政策課題に対応したもの、地方公共団体の資金調達・資金運用に関するものなど、幅広いテーマで展開しました。

また、令和3年度に配信した先進自治体の取組事例に関する講義はアーカイブ化し、8月より動画配信を開始しました(図2)。

(2)受講者の状況

令和4年度の講義申込者数は全講義の合計でのべ約8,000人(令和5年3月末現在)となり、多くの方にご利用いただいています。アンケートにおいても、

・自分の都合のよい時間で研修を受けられたのがよかった。

・解説動画を何回も視聴できること、またテストも何回も繰り返し学習できるのがとても良かった。

・経営事務は1年目で不安があったが、複数の講義を受け、事務の理解ができるようになった。

・無料で研修を受講できるのがありがたい。

と好意的なご意見をいただいた一方で、

- ・再生速度に1.25倍を加えてほしい。
- ・資料の解像度が低い。
- ・動画での受講では一方的な講義となり、疑問点の解決が困難。
- ・字幕をつけてほしい。

といった、改善点に対するご意見もいただいたところ です。

情 報

図1

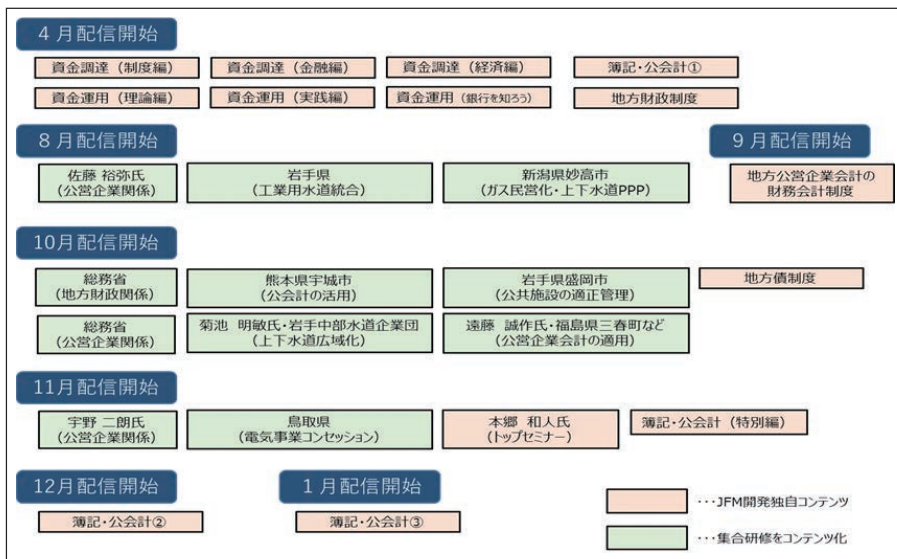


図2

講義名	自治体名
和泊町における公会計の活用について	鹿児島県和泊町
公共施設更新問題への対応について - 秦野市の取組みと日本のハコモノ事情から -	神奈川県秦野市
中空知広域水道企業団経営戦略の策定経過とポイント	北海道中空知広域水道企業団
地方公営企業法の適用に係る取組について	兵庫県香美町
宮城県上地下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）について	宮城県
AIを活用した水道管劣化予測について	愛知県豊田市
下水道管路の包括的民間委託について	千葉県柏市

4 令和5年度の
実施予定について

令和5年度のeラーニングは3(2)でご紹介したご意見などを踏まえ次のとおり改善、または改善を予定しています。

まず、倍速設定を4速度から6速度に改修しました。また、受講者の

受講環境に応じて低画質と高画質を切り替えられる機能を追加する予定です。これらにより受講者のニーズに則してより快適に受講いただけるようになります。

次に、お問い合わせ機能を追加しました。これにより疑問に感じたことやご意見をすぐに機構に発信した

だくことが可能となります。

また、試験的に字幕を表示させる講義を設ける予定です。

配信する講義も充実させていきます。令和4年度と同様に集合研修で行う講義をeラーニング用に収録したものに加え、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度、財政分析等に関するeラーニング独自の新たな研修コンテンツを開発し、提供する予定です。

また、令和3年度と同様に令和4年度に配信した講義の一部については、アーカイブ化し、配信を行っています。

最新の情報は機構のホームページの「eラーニングポータルサイト」(<https://www.jfm.go.jp/support/e-learning/e-learning.html>)で発信しますので、ぜひ定期的にご確認ください。

5 お問合先

機構の地方支援業務の特徴は、地方財政や金融に関して専門知識を有する機構職員等が、地方公共団体の立場に寄り添った視点に立って支援を行い、また、先進的な取組を行っている地方公共団体の職員や特定のテーマに知見を有する外部有識者などの外部人材とのネットワークを活用することによって事業内容を充実させることができる点にあると考えています。また、地方支援部の多様

な事業を通して、実際に現場で財政運営を担う多くの地方公共団体の職員の方々と接する機会があるため、この現場からのフィードバックを基に、事業の内容の改善、充実に努めています。

eラーニングについても、地方公共団体の皆さまのご意見を踏まえて見直し・充実を図りつつ、展開したいと考えていますので、どうぞ積極的かつお気軽にご利用いただけると幸いです。

なお、地方支援業務の詳細は、機構ホームページの「地方支援業務のご案内」(<https://www.jfm.go.jp/support/support.html>)で詳しく紹介しています。eラーニング以外にもさまざまな業務を行っておりま。ぜひご覧いただき、関心を持たれたものがあれば、左のお問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先

地方公共団体金融機構
 地方支援部調査企画課
 〒100-0001 東京都千代田区日比谷公園1-3
 市政会館
 TEL: 03-35339-2676
 FAX: 03-35339-2618
 Email: chihousien@jfm.go.jp

財政分析チャート「New Octagon」をご存じですか？

- 市町村の職員等が、自団体の財政状況を簡単に分析できるツールです。
- 各団体の主要経費（人件費、扶助費等）や基金残高など8つの項目について、標準財政規模に対する割合を偏差値化し、これをチャートに表示することで、他団体と比較した財政状況の特徴や課題を視覚的に把握することが可能です。
- 上記に加え、自団体の財政状況をより詳しく把握するための分析ツールもあり、現在は「人件費」と「元金償還」の2項目に関する分析ツールをリリースしています。



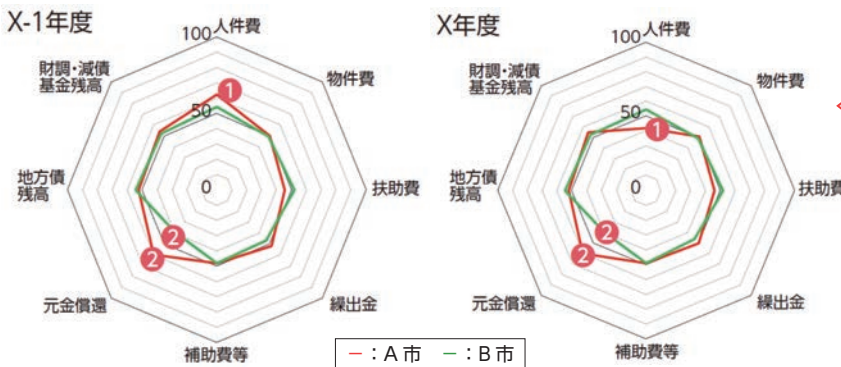
ご利用方法

① 団体と年度を選択

- **団体を選択**（6 団体まで選択可）
「都道府県の選択」「市町村名の入力」「市町村コードの入力」のいずれかにより団体を選択します。さらに詳しい条件として「類型区分の選択」「標準財政規模の範囲指定」により団体を絞り込むこともできます。 ※条件を組み合わせることもできます。
- **年度を選択**（6 年度まで選択可）
平成 20 年度～令和 3 年度の中から年度を選択します。 ※毎年度、新規決算を追加しています。

② レーダーチャートを表示、これを基に課題を発見

財調・減債基金残高は、チャートが外に広がるほど標準財政規模に対する割合が平均より高いことを指し、それ以外の項目は、外に広がるほど割合が平均より低いことを指します。

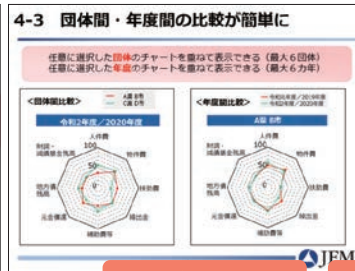
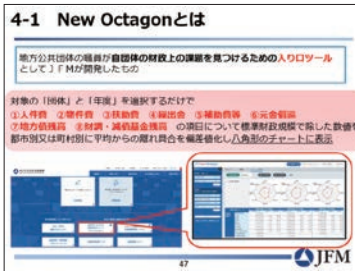


レーダーチャートの見方

- ① A 市は、X 年度の人件費の偏差値が X-1 年度より低い（経年比較）
→ X 年度は著しく職員が増えたのか？
→ 今後の人件費の見込みはどうか？
- ② B 市は A 市より元金償還の偏差値が低い（団体比較）
→ B 市は A 市より元金償還が多いのか？
→ 地方債残高はほぼ同じなので、B 市は償還ペースが早いのか？

令和 5 年 4 月に開講したJFMのeラーニング（財政分析に関する講義）で「New Octagon」を紹介しています！

- 地方公共団体金融機構では様々な e ラーニングコンテンツを提供しているところですが、令和 5 年 4 月に「市町村職員のための財政分析～入門編～」を新たに開講しました。この e ラーニングの中で「New Octagon」を紹介しておりますので、ぜひご覧ください。
- e ラーニングについては、令和 5 年度中に「New Octagon を活用した財政分析」に関するコンテンツのリリースも予定しています。 ※コンテンツの名称は変わる可能性があります。



少人数からOK 講師旅費・謝金不要

「New Octagon」を使った財政分析に関する「出前講座」、各自治体へ出向いて実施中！ ※Web会議形式も可能

お問合せ先

地方公共団体金融機構地方支援部ファイナンス支援課
☎ 03-3539-2677 ✉ finance@jfm.go.jp



金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

情 報



活性化へまち歩きマップ 茨城・利根の若者有志「未来ラボ」 好きは風景や店6選

茨城県利根町の若者有志の集まり「とねまち未来ラボ」が町の活性化を目指して活動している。町とともに商店街の空き店舗を改修し、起業支援施設を整備し、第2弾として「オリジナルまち歩きマップ」を完成させた。メンバーたちは「マップを見て利根町のことを知ってほしい」と話す。

「まち歩きマップ」は22年度の活動の柱で、会議の隊長(リーダー)に町商工会青年部の篠塚敦さん(46)が就き、昨年10月から5カ月にかけて取り組んだ。マップの特徴は「町民だから知っている情報の掲載」と「メンバーの手作り」。

力所の番号を表示し、商店は青、飲食は赤、風景は緑など色分けで分かりやすく、それぞれコメントを付けている。柳田國男記念公園や古代ハスで知られる親水公園などの有名なものから、地元で評判の飲食店や店舗、送電鉄塔の撮影スポット、富士山とスカイツリーが両方見えるポイントなど、町民目線のお薦めを載せている。

開始1カ月で延べ966人利用、町営バスの3.5倍に 神山の新公共交通サービス 町民の移動手段の2つ定着へ

徳島県神山町が町営バスを廃止し、4月に導入した公共交通サービス「まちのクルマーズ(レッツ)」の利用者は1カ月前で延べ966人で、バスの約3.5倍に上った。タクシーで自宅まで送迎するサービスが好評で、幅広い年齢層が乗車している。町民の新たな生活の足として定着しそうだ。

町によると、町営バスは利用が低迷していたため3月末に廃止した。1〜3月の全6路線の利用者(延べ人数)は1月208人、2月206人、3月370人で、レッツ導入後は大幅に増えている。レッツの利用者は平日は70〜80代が大半で、町内の通院や商店での買い物、知人宅への訪問などに使っている。

円を上限に運賃の85%を町が補助する。年齢や用途、利用回数に制限はない。町内のタクシー業者3社に運行を委託しており、電話やアプリで予約すれば、乗車場所まで迎えに来る。

福岡・久山町のHPが全国最高賞「他自治体とは一線を画した仕立て」

福岡県久山町のホームページ(HP)が2023年の全国広報コンクールで、ウェブサイト部門(町村部)の最高賞である総務大臣賞に選ばれた。町は22年にHPをリニューアル。町の理念「健康を真に実感できるまちづくり」を前面に出した「他の自治体とは一線を画した仕立て」が評価された。

「町外の久山町ファンをどう増やすか」を念頭に置いた。「ひさやまの、ひびとの、ひびをつむぐ、ひび」と題した町民のロングインタビューは、移住希望者などにも好評だという。さらに、高齢者が小中学校教育の情報、若年層が高齢者福祉など、「普段あまり接することのない情報」を自然に目にもとらせるようゲートページ等を工夫。

人工衛星を活用して稲の生育などを管理する玖珠町の「宇宙米プロジェクト」が本格的に動き始めた。今月上旬、約50カ所の田んぼでサンプルとなる土を採取した。研究機関に送付して肥沃(ひよく)度などを解析し、町全体の土壌の状態を推測する。得られたデータは来年の田植えから生かす計画。先端技術を駆使して、「玖珠米」の品質向上を目指す。

宇宙米計画が本格始動 玖珠町で土壌採取開始

各地の土を解析すれば、適切な田植えの時期が分かる。肥料の調整などが可能になる。今後、衛星を使って把握する町全体の田んぼの状態を、解析データと照らし合わせることで、サンプルを取った田んぼ以外の土壌の特徴も分かり、玖珠米の品質アップに結び付くという。

「これまで経験と勘で農業をしてきたが、先端技術は非常に興味深く、楽しみ。自分の田んぼだけでなく、全町のに米がおいしくなればうれしい」と期待する。玖珠米は食味ランキングで最高評価の「特A」を何度も獲得するなど定評がある。

47行政 本コーナーの記事は施策立案にも役立つ「47行政ジャーナル」の許諾を受けて掲載しています。 https://47gyosei.jp/



随 想

空港と歩む町

豊山町は、愛知県で最も面積の小さな自治体です。6・18kmというコンパクトな地域の約3分の1を県営名古屋空港が占め、愛知県の航空展示施設である、あいち航空ミュージアムや、宇宙航空研究開発機構JAXAの研究拠点、町の資料館である航空館boonなど特色ある航空関連施設が立地する「ヒコキのまち」となっています。県営名古屋空港に隣接する都市公園からは、さまざまな機体が滑走路から飛び立つ様子を見ることができ、休日には多くの家族連れで賑わいます。本町が空港とともに歩みを開始したのは、小牧陸軍飛行場が運用開始となった、昭和19年のことでした。当時

て地元住民の皆さまとともに強く要請活動を行いました。幸運にも、(株)フジドリムエアラインズによる就航が実現し、定期便の全廃を免れることができました。こうした経緯から、名古屋空港は地元の人々にとって特別な存在となっています。これからも、親しみ深く愛される空港として我々と共に成長していくことでしょうか。

た問い合わせが全国から殺到し、影響力の大きさに驚かされました。その他、楽曲のプロモーションビデオ撮影やまちめぐりを通して本町の魅力を次々に発信していただき、大変感謝しています。

さらに、町の夏まつり「とよやまD Eないと」を24時間テレビとのコラボレーションにより開催いたしました。町民ステーションやお笑いライブなどの催しに大変多くの方に参加していただき、ヒコキのまちにふさわしい紙飛行機飛ばしの演出でフィナーレを迎えることができました。

ほかに、子ども議会や子ども記者などさまざまな事業を通して、多くの人々の笑顔に接することができたこと



町制50周年のその先に

愛知県豊山町長

鈴木 邦尚

は1日2万人を超える周辺住民が協力して飛行場の建設にあたったと記録があります。名古屋市周辺の防衛を目的に建設された飛行場は、米軍による接収を経た後、昭和35年に中部地域の空の玄関口となる名古屋空港として生まれ変わりました。国際線・国内線が飛び交うようになり、経済成長に伴う海外旅行ブームも追い風となって、空港周辺は大変賑わったものです。平成17年に中部国際空港が開港すると国内線・国際線ともに大部分の便が新空港に移転していきました。平成22年に名古屋空港で唯一定期便を運航していた日本航空グループのジェイエアが撤退を表明した際は、路線存続に向けて、愛知県・近隣自治体・経済団体・そし

からもなお、次世代の育成のため、精力的に活動されているのを目にするのが大変嬉しく誇りに思います。今後のますますのご活躍を願ってやみません。

を大変光栄に思います。町と住民が一体となって創り上げてきたこのまちの歴史や文化を継承し、次の50年に向けて飛躍してまいりたいと考えています。

若い力を活かしたまちづくり
今、私が最も力を入れている施策の1つが、子どもを育てやすい環境づくりです。妊娠中や出産後間もない方をサポートするホームヘルパー派遣事業、子ども家庭総合支援拠点の設置はもとより、町民の方々が日頃から気軽に相談に来庁しやすい役場の雰囲気づくりを大切にしています。子育て相談を行う窓口のすぐ後ろには、子どもたちが遊ぶことのできる広場を設けました。相談中は窓口に常駐する保育士が子どもたちの面倒をみており、利用者からは安心して相談に集中することができると大変好評です。実は、このアイデアは、子育てをしている若手の職員から生まれたものです。堅苦しいイメージがある役場ですが、子どもたちを遊ばせながら気軽に子育て相談に来てほしいという思いが込められています。

町制施行50周年を迎え

おかげさまで、本町は令和4年4月1日に町制施行50周年を迎えることができました。

「住みたいまち、住み続けたいまち」を目指して
現在、本町では名古屋空港の隣接地に愛知県による基幹的広域防災拠点の整備が進んでいます。愛知県をはじめ当圏域に大規模災害が発生した際、直ちに救出・救助部隊を投入し、応急復旧活動を展開することが

若い世代の自由で柔軟な発想は、さまざまな課題を解決するうえで欠かすせないものであると考えています。常識や習慣、価値観に囚われることなく、若者や子どもたちの声を大切に、豊山町の新時代へと歩みを進めていきたいと考えています。

このほかに本町は、元メジャーリーガーのイチローさんの出身地としても有名です。イチローさんが幼い頃に通ったバツティングセンターや、野球少年時代からのコレクションを集めた展示施設等、ゆかりのある名所がたくさんあり、野球ファンからは聖地として親しまれています。現役を退いて

この魅力を醸成・発信していくため、これまでさまざまな記念事業を展開してまいりました。その1つが、町出身アーティストのピッケブランカさんにPRアンバサダーに就任していただいたことです。彼が町広報誌の表紙を飾ると、広報誌を送ってほしいといっ

た際、直ちに救出・救助部隊を投入し、応急復旧活動を展開することができると大変好評です。実は、このアイデアは、子育てをしている若手の職員から生まれたものです。堅苦しいイメージがある役場ですが、子どもたちを遊ばせながら気軽に子育て相談に来てほしいという思いが込められています。

若い世代の自由で柔軟な発想は、さまざまな課題を解決するうえで欠かすせないものであると考えています。常識や習慣、価値観に囚われることなく、若者や子どもたちの声を大切に、豊山町の新時代へと歩みを進めていきたいと考えています。